

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇告 示 字の区域の変更(地方課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

## 告 示

鳥取県告示第千九百九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による赤碕町下市地区第二工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域(平成元年二月十八日現在の地番による。)

大字赤碕字下鶴  
ヶ沢

大字赤碕字下鶴ヶ沢のうち一〇二七の一、一〇二七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字赤碕字山ノ  
前

大字赤碕字山ノ前のうち一〇三六の二、一〇三七、一〇三八の二から一〇三八の三まで、一〇三九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字赤碕字腰廻

大字赤碕字下鶴ヶ沢一〇二七の一、一〇二七の四及びこれらと一体をなす国有地

大字赤碕字山ノ前一〇三六の二、一〇三七、一〇三八の二から一〇三八の三まで、一〇三九の二及びこれらと一体をなす国有地

大字赤碕字腰廻の全域  
大字赤碕字紺屋田一〇四五、一〇四五の一、一〇四五の二、一〇四六、一〇四七、一〇四八の一、一〇四八の次一、一〇四八の五及びこれらと一体をなす国有地

大字赤碕字狐塚野一九二〇の二、一九二〇の一八七及びこれらと一体をなす国有地並びに一九二〇の四三、一九二〇の四四と一体をなす国有地の一部

大字八幡字北向田八一三の五及びこれらと一体をなす国有地

大字赤碕字紺屋  
田

大字赤碕字紺屋田のうち一〇四五、一〇四五の一、一〇四五の次一、一〇四六、一〇四七、一〇四八の一、一〇四八の次一、一〇四八の五及びこれらと一体をなす国有地以外

<p>大字赤碓字陰レ田</p>	<p>の区域</p> <p>大字赤碓字陰レ田のうち一〇四九の四の一部、一〇四九の六、一〇五〇の二から一〇五〇の七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字赤碓字狐塚野</p>	<p>大字赤碓字狐塚野のうち一九二〇の一二二、一九二〇の一八七及びこれらと一体をなす国有地並びに一九二〇の四三、一九二〇の四四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八幡字狐塚</p>	<p>大字八幡字狐塚の全域</p> <p>大字八幡字東濱一四、一五の一から一五の三まで</p> <p>大字八幡字北古市場三三の一の一部、三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八幡字古市場八二、八三、八四の一、八五の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字赤碓字陰レ田一〇四九の四の一部、一〇四九の六、一〇五〇の二から一〇五〇の七まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八幡字東濱</p>	<p>大字八幡字東濱のうち一四、一五の一から一五の三まで以外の区域</p>
<p>大字八幡字北古市場</p>	<p>大字八幡字北古市場のうち三三の一の一部、三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八幡字古市場</p>	<p>大字八幡字古市場のうち八二、八三、八四の一、八五の一と一体となす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八幡字中道</p>	<p>大字八幡字中道ノ下のうち七六七の一部及び七六九、七七</p>
<p>ノ下</p>	<p>一、七七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字八幡字鶴ヶ澤八六二から八六五までの一部、八六六、八六七の一部、八六八及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字八幡字馬場ノ東八八九の一、八九〇の一、八九一の一部、八九二、八九三の一、八九三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八幡字中橋ノ西</p>	<p>大字八幡字中道ノ下七六九、七七一、七七二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八幡字中橋ノ西のうち七七八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字八幡字鶴ヶ澤八六四、八六五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字八幡字北向田</p>	<p>大字八幡字中橋ノ西七七八の一と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字八幡字北向田のうち八〇六の一部、八〇八の一の一部、八一三の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字八幡字鶴ヶ澤八六二から八六五までの一部、八六七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八六〇の二、八六一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字八幡字鶴ヶ澤</p>	<p>大字八幡字中道ノ下七六七の一部</p> <p>大字八幡字北向田八〇六の一部、八〇八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字八幡字鶴ヶ澤のうち八六二から八六四までの一部、八六五から八六八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八六〇の二、八六一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字八幡字馬場ノ東八九一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字八幡字馬場</p>	<p>大字八幡字馬場ノ東のうち八八九の一、八九〇の一、八九</p>

ノ東

一、八九二、八九三の一、八九三の二及びこれらと一体を  
なす国有地以外の区域

鳥取県告示第千百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において  
準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事  
業に係る下市地区第二工区の換地処分をした旨の届出があったので、同法  
第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示  
する。

平成元年十二月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次